

## 【香川県児童福祉審議会健全育成部会の概要】

### 1 根拠及び関係規程

- 児童福祉法第 8 条、香川県児童福祉審議会条例、香川県児童福祉審議会部会設置要領
- 香川県青少年保護育成条例第 18 条（諮問）、香川県青少年保護育成条例施行規則

### 2 設置及び審議事項

- 香川県児童福祉審議会は、児童福祉法第 8 条 1 項に基づく審議会であり、知事の管理に属する必置機関

- 健全育成部会は、上記審議会に、専門の事項を調査審議するために設置

※ 知事から諮問を受けた審議会が部会に付託 → 部会は審議会の特命を受けて審議し、その結果を審議会に報告→審議会が知事に答申

	部 会	調査審議事項	事務局
香川県児童福祉審議会	健全育成部会	青少年の健全育成に関する事項 ・有害図書等の指定に関する諮問（非公開） ・有害がん具類等の指定に関する諮問 ・優良興行等の推奨に関する諮問 ・香川県青少年保護育成条例改正に関する諮問 ・その他青少年の健全育成に関すること	子ども政策課
	児童相談部会	子ども女性相談センターの措置並びに里親及び保護受託者の認定に関する事項	子ども女性相談センター
	児童家庭部会	児童福祉、家庭福祉及び母子保健に関する事項並びに他の部会に属しない事項	子ども家庭課

### 3 健全育成部会委員（9名）

別添 資料 1 「香川県児童福祉審議会健全育成部会委員名簿」参照

### 4 過去 5 年間の審議事項

- 平成 26 年度  
有害図書の個別指定 24 冊
- 平成 27 年度  
有害図書の個別指定 24 冊
- 平成 28 年度  
有害図書の個別指定 55 冊
- 平成 29 年度  
有害図書の個別指定 26 冊  
香川県青少年保護育成条例の一部改正に関する諮問
- 平成 30 年度  
有害図書の個別指定 27 冊
- 令和元年度  
有害図書の個別指定 20 冊  
香川県青少年保護育成条例の一部改正に関する諮問